



PSD-B-第07-001号

衛星通信専用サービス 契約約款細則

第9版
(平成19年6月)

JSAT株式会社

衛星通信専用サービス契約約款細則 目次

細 則 -----	1
1 専用契約に基づく権利の譲渡	1
2 専用契約者の地位の承継	1
3 専用契約者の氏名等の変更	1
4 地球局設備等の設置場所等の提供	1
5 電気の提供	1
6 自営端末設備の接続	2
7 自営端末設備に異常がある場合等の検査	2
8 自営電気通信設備の接続	2
9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	3
10 電気通信設備の維持	3
11 資料の提出	3
12 時計、業務書類等の備えつけ	3
13 トランスポンダ技術仕様	3
14 取扱地域	4
15 直営設備に関する事項	5
16 衛星通信専用サービスに係る技術資料の項目	5
附 則 -----	6

細 則

1 専用契約に基づく権利の譲渡

- (1) 衛星通信専用サービス利用権(専用契約者が専用契約に基づいて衛星通信専用サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- (2) 衛星通信専用サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により請求していただきます。なお、当事者は衛星通信専用サービス利用権の譲渡に係る日本国の法令に基づく所要の手続きが必要となるときは、当事者の責任と負担においてその手続きを実施していただきます。
- (3) 当社は、前項の規定により衛星通信専用サービス利用権の譲渡の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - ア 衛星通信専用サービス利用権を譲り受けようとする者が、料金又はその他の支払いを現に怠り、又は怠る恐れのあるとき。
 - イ 衛星通信専用サービス利用権を譲り受けようとする者が、その専用回線と接続される他社接続回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき。
 - ウ 衛星通信専用サービス利用権の譲渡により、当社の業務の遂行上著しい支障が生じるとき。
- (4) 衛星通信専用サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、専用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

2 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出てください。
- (2) 前号の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出てください。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前号の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 専用契約者の氏名等の変更

専用契約者は、その氏名もしくは名称又は住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出てください。

4 地球局設備等の設置場所等の提供

地球局設備等(直営据付設備を除きます。)を設置するために必要な場所及び施設は、専用契約者に提供していただきます。

5 電気の提供

地球局設備等(直営据付設備を除きます。)に必要な電気は、専用契約者に提供していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 専用契約者は、地球局設備等に自営端末設備を接続する場合、又は地球局設備等に接続されている電気通信設備を介して地球局設備等に自営端末設備を接続する場合は、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、次の場合を除いてその請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
 - ウ 直営設備に接続する場合は、その接続が当社の業務等に支障を及ぼすと当社が認めたととき。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その地球局設備等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、地球局設備等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他衛星通信専用サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要がある場合は、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) 第1号の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を地球局設備等から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、地球局設備等に自営電気通信設備を接続する場合、又は地球局設備等に接続されている電気通信設備を介して地球局設備等に自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しない場合を除いて、その請求を承諾します。ただし、直営設備に接続する場合は、その接続が当社の業務等に支障を及ぼさないと当社が認められた場合に限り、承諾します。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その地球局設備等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

地球局設備等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他衛星通信専用サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、細則7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

10 電気通信設備の維持

当社は、衛星通信専用サービスの提供に係る当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。以下「事業用電気通信設備規則」といいます。)に適合するよう維持します。

11 資料の提出

専用契約者は、衛星通信専用サービスの提供に係る地球局及び受信専用設備に関し、当社が事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたっては、その地球局及び受信専用設備に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。

12 時計、業務書類等の備えつけ

専用契約者は、衛星通信専用サービスの提供に係る地球局に関し、電波法第60条に基づき必要とされる時計、業務書類等を専用契約者の責任と負担において備えつけていただきます。

13 トランスポンダ技術仕様

トランスポンダの性能は、衛星ビームごとに次のとおりとします。

衛星ビーム	トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力 (EIRP)	トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度 (SFD)	人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比 (G/T)
JJ150	52.0 dBW 以上	-103.3 dBW/m ² 以下	8.5 dB/K 以上
AA150	43.7 dBW 以上	-100.9 dBW/m ² 以下	-1.1 dB/K 以上
JJ154	54.7 dBW 以上	-104.8 dBW/m ² 以下	8.8 dB/K 以上
CC154	33.4 dBW 以上	-91.1 dBW/m ² 以下	-6.6 dB/K 以上
JJ128	52.0 dBW 以上	-97.6 dBW/m ² 以下	6.0 dB/K 以上
CC128	33.5 dBW 以上	-86.9 dBW/m ² 以下	-6.0 dB/K 以上
JC128	33.5 dBW 以上	-97.6 dBW/m ² 以下	6.0 dB/K 以上
JJ124	52.0 dBW 以上	-97.6 dBW/m ² 以下	6.0 dB/K 以上
JJ132	53.4 dBW 以上	-97.6 dBW/m ² 以下	6.0 dB/K 以上
CC132	37.3 dBW 以上	-95.3 dBW/m ² 以下	-4.4 dB/K 以上
JJ110	54.3 dBW 以上	-91.6 dBW/m ² 以下	6.6 dB/K 以上

備考

- トランスポンダの性能の測定は、当社の定めた方法に基づき当社の横浜衛星管制センターに設置された中継器特性測定装置(ATS)及び北緯35度30分07秒、東経139度31分06秒に設置された地球局設備を使用して行います。
- EIRPとSFDの測定は、トランスポンダあたり単一の搬送波を使用します。
- SFDの測定値は、トランスポンダごとの可変減衰器による減衰量を0dBとしたときの値とします。

14 取扱地域

ASIA (アジア地方)	・Afghanistan(Islamic State of) (アフガニスタン・イスラム国) ・Cambodia(Kingdom of) (カンボディア王国) ・China(People's Republic of) (中華人民共和国) ・HongKong (香港) ・India(Republic of) (インド) ・Indonesia(Republic of) (インドネシア共和国) ・Korea(Republic of) (大韓民国) ・Lao People's Democratic Public (ラオス人民民主共和国) ・Macau (マカオ) ・Malaysia (マレーシア) ・Nepal(Kingdom of) (ネパール王国)	・Mongolia (モンゴル国) ・Myanmar(Union of) (ミャンマー連邦) ・Pakistan(Islamic Republic of) (パキスタン・イスラム共和国) ・Sakhalin(Russian Federation) (サハリン州 ロシア連邦) ・Singapore(Republic of) (シンガポール共和国) ・Sri Lanka(Democratic Socialist Republic of) (スリランカ民主社会主義共和国) ・Taiwan (台湾) ・Thailand(Kingdom of) (タイ王国) ・Viet Nam(Socialist Republic of) (ベトナム社会主義共和国) ・Korea(Democratic People's Republic of) (朝鮮民主主義人民共和国) ・Philippines(Republic of the) (フィリピン共和国)
AMERICA (アメリカ地方)	・Hawaii (ハワイ州)	

15 直営設備に関する事項

(1) 直営据付設備

設備名	地球局設備等の区分	用途	据付け場所
YSCCテレポート	地球局設備	符号、音響又は映像信号の送受信	神奈川県横浜市緑区三保町229-1

(2) 直営調達共用設備

設備名	地球局設備等の区分	用途
NewsLink	地球局設備	テレビジョン信号の送受信

16 衛星通信専用サービスに係る技術資料の項目

- 1 衛星通信専用サービスの概要
- 2 専用回線の構成
- 3 回線設計において考慮すべき基本的な事項
- 4 回線設計に係るトランスポンダの伝送特性等
- 5 衛星通信専用サービスに係る専用回線の保守

附 則

(実施期日)

この細則は、平成12年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成13年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成13年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この細則は、平成14年3月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成14年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成16年5月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成19年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成19年6月1日から実施します。

資料名 衛星通信専用サービス契約約款細則

資料番号 PSD-B-第07-001号

平成 12年 3月 31日	第1版
平成 13年 2月 1日	第2版
平成 13年 3月 31日	第3版
平成 14年 3月 20日	第4版
平成 14年 7月 1日	第5版
平成 16年 5月 15日	第6版
平成 16年 10月 1日	第7版
平成 19年 3月 1日	第8版
平成 19年 6月 1日	第9版

J S A T 株 式 会 社

東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4

TEL :03-5571-7770
(営業本部代表)
